関係各位

南島原市長(公印省略)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(通知)

建設工事に配置される主任技術者等について、下記のとおり取扱うこととします。 今後も、適切な施工管理の徹底をお願いします。なお、建設工事の技術者の専任等に係 る取扱いについて(令和4年12月26日付け4南管財第293号)は、本通知の適用 日以降に廃止します。

記

1. 主任技術者の兼務に係る当面の取扱い

個人住宅を除くほとんどの建設工事では、請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の工事に係る監理技術者又は主任技術者は、その工事現場に専任しなければなりません。

但し、密接な関係のある建設工事を近接した場所等において施工する場合については、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる(建設業法施行令第27条第2項)とされていますが、その当面の取扱いについて、次のとおりとします。

なお、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、そのうち総額で 5,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上を下請契約して施 工する場合に配置する監理技術者については、当該規定は適用されないことに留 意ください。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

(なお、<u>資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の</u> 下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。)

かつ

工事現場の相互の間隔が<u>10km</u>程度以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合



同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。 この場合において、当該主任技術者が管理することができる工事の数は、 専任が必要な工事を含む場合については、原則2件程度とする。 主任技術者の兼務については、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工のために発注者が判断します。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意ください。

2. 1の取扱いを満たし、主任技術者が兼務する場合

主任技術者兼務承諾協議書(様式-1号)を提出し、各発注者の承諾を得、他工事と兼務していることを明確にしておいてください。

3. 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間の明確化

監理技術者又は主任技術者の専任義務がある建設工事において、工事現場に専 任で配置すべき期間は、契約工期を基本とします。

但し、発注者と受注者の間で設計図書、打合せ記録簿等の書面により明確となっていることを条件に、下記の場合においては、契約工期であっても工事現場への専任は要しないことに留意ください。

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・工事を全面的に一時中止している期間
- ・工場製作のみが行われている期間
- ・工事完了後、検査が完了し、事務手続・後片付け等のみが残っている期間

なお、下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とします。

但し、例えば、工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません。

4. 適用日

令和7年2月1日以降に適用する。